

聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る行動規範

聖徳大学及び聖徳大学短期大学部（以下「本学」という。）は、昨今、国内外の研究機関において研究活動の過程における不正行為により、研究者や研究機関の社会的な信用を失墜させると共に、学術研究の発展を阻害するおそれを生じさせている状況を鑑み、以下のとおり研究活動に係る行動規範を定める。

1. 研究に携わる全ての者の使命

- (ア) 研究に携わる全ての者（以下「研究者等」という。）は、本学の諸規程及び関係法令等を遵守しなければならない。
- (イ) 研究者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動における不正行為を行わない、関与してはならない。
- (ウ) 研究者は、崇高な倫理観をもって、研究活動の透明性と説明責任を確保しなければならない。
- (エ) 研究者等は、一定期間（研究成果の発表後10年とする）研究データを保存し、必要な場合に開示できるようにしなければならない。
- (オ) 研究者等は研究活動に係る関連法規及び本学諸規程並びに研究費の執行ルール等について習熟するため、年1回コンプライアンス教育及び研究倫理教育を受けなければならない。

2. 指導的立場に立つ研究者の社会的信頼堅持

指導的立場に立つ研究者は、若手研究者及び学生等に対し、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を的確に指導し、研究活動に対する社会的信頼を堅持しなければならない。

3. 研究費の不正使用

本学の研究費並びに国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付される研究費（以下「公的研究費」）で本学の責任において管理すべきもの（以下「研究費等」という。）を、関係法令及び本学諸規程等に反して使用してはならない。

4. 不正行為の防止

研究者等は、研究活動において、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。

万が一、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。

5. 守秘義務

研究者等は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た情

報の保護に努めなければならない。

6. 利益相反行為の禁止

研究者等は、研究活動に当たり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。

7. 研究の自由の尊重と責任

研究者等は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。